

# 後期高齢者 医療制度

## ～ 保険料率が変わります ～

加入者（被保険者）の方にお支払いいただく保険料は、2年ごとに保険料率を決めることとなっております。平成22・23年度の新しい保険料率を、お知らせします。



### ●保険料の計算方法（平成22年度）

保険料は、全ての加入者（被保険者）の方にかかります。  
 保険料額は、加入者（被保険者）が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。  
 世帯主や加入者（被保険者）の所得に応じて、保険料の軽減があります。

均等割 【1人当たりの額】 44,192円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (平成21年中の所得-33万円) × 10.28%	=	1年間の保険料 (100円未満切捨て) (限度額50万円)	※この保険料率に基づく平成22年度の保険料額は、6月に「保険料額決定通知書」により個別に通知します。
-----------------------------	---	--	---	-------------------------------------	--

### ●保険料の軽減について

(1) 均等割の軽減 ～ 所得に応じて、均等割 44,192 円が以下のとおり軽減となります。  
 (軽減は、世帯の加入者全員と世帯主の所得の合計で判定します。加入者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。)

所得が次の金額以下の世帯	平成21年度		平成22年度	比較
	軽減割合	軽減後均等割額	軽減後均等割額	
33万円かつ加入者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない	9割軽減	4,300円	4,400円	100円増
33万円	8.5割軽減	6,300円	6,628円	328円増
33万円+(24万5千円×世帯主以外の加入者数)●単身世帯の方は該当しません。	5割軽減	21,571円	22,096円	525円増
33万円+(35万円×世帯の加入者数)	2割軽減	34,514円	35,353円	839円増

※保険料の計算は、均等割額と所得割額を合算後に、100円未満を切り捨てます。

(2) 所得割の軽減 ～ 加入者個人の所得で判定します。  
 前年の所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は、所得割が5割軽減となります。  
 例) 年金収入180万円の場合  
 \* 軽減判定 ⇒ 180万円 - 120万円(公的年金等控除) - 33万円(基礎控除) = 27万円(軽減に該当)  
 \* 所得割 ⇒ 27万円 × 10.28% × 5割 = 13,878円 (年間保険料のうち所得割額分)

(3) 被用者保険の被扶養者であった方の保険料の軽減  
 この制度に加入したときに、被用者保険の被扶養者だった方は、所得割はかからず均等割が9割軽減となります。

※被用者保険とは・・・  
 全国健康保険協会管掌健康保険や組合管掌健康保険、共済組合など、いわゆるサラリーマンの健康保険のことです。市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は、含まれません。

### ■「医療費通知」について

加入者（被保険者）の皆様には健康や医療に対する理解を深めていただくとともに、制度の健全な運営を図るために、医療費通知を行っています。  
 平成21年7月から平成21年12月診療分の医療費通知を、3月末に北海道後期高齢者医療広域連合より送付しています。  
 医療費通知は、請求書ではなく、医療機関等からの診療報酬明細書に基づき「医療費の総額」を記載しており、記載されている月に病院や薬局などにかかれた一覧です。  
 医療機関等の請求の遅れ等のため、医療費通知に記載されないことがあります。ご不明な点がございましたら、北海道後期高齢者医療広域連合または役場生活環境グループへお問い合わせください。

### お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合 電話 011-290-5601・役場 町民課生活環境グループ 電話 5-1115